

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和6年8月29日

アロー行政書士・社会保険労務士事務所

特定行政書士／特定社会保険労務士 矢野浩司 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年7月29日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

A社は、照会書に掲げられた業務に関し、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条に規定する営業を行っておらず、同法第24条に規定する契約を結ぼうとしているものではないため、同法第3条に規定する建設業の許可を受けることを要しない。

2 見解及び根拠

法第2条第1項において、「建設工事」とは土木建築に関する工事で同法別表第一の上欄に掲げるものと規定されており、同条第2項において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう」とこととされている。また、法第3条第1項において「建設業を営もうとする者」は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除いて、許可行政庁による許可を受けなければならないこととされている。加えて、法第24条において「委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなし」法の規定を適用することとされている。

ここでA社のIoT機器の設置は、それ自体に対し報酬を得ることを目的とする行為ではなく、当該機器を利用して得られる情報をもとに有償提供するサービスのための行為であり、A社の行為が建設工事の完成を請け負う営業としての実態を有するとは解されず、A社が顧客との間で締結する契約は法第24条に定める「建設工事の完成を目的として締結する契約」とは解されない。よって、A社が行おうとする行為は法第2条第2項に定める建設業

にあたらないものと解されるため、A 社は法第 3 条に規定する建設業の許可を要しない。